

太陽光発電設備を設置する人に 補助金を交付します

平成25年度も地球温暖化防止対策の一環として、自然エネルギーを利用する「太陽光発電設備」を設置する人で、一定の要件を満たす人に予算の範囲内において補助金を交付しています。

年度末になると工事の遅れ等で補助金が交付できない場合も発生しますので早めに予定をたててください。

▽補助対象設備

- ・住宅の屋根等へ設置し、かつ、低圧配電線と逆潮流有りで連携しているもの
- ・(財)電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの
- ・設置前において、使用に供されていないもの
- ・電力会社と電力需給契約を締結しているもの

▽補助対象者

自ら居住する市内の住宅に太陽光発電設備を新たに設置する人、または、自らが居住する目的で設備付住宅を購入する人

▽注意事項

次のような場合は、補助を受けることができません。

- ・申請をする前に設置工事を開始している場合
- ・建売り住宅を購入する場合に、申請までに購入契約が締結されている場合

▽補助金額

太陽光発電設備の公称最大出力値(KW)×3万円
ただし、4KWを上限とし、千円未満の端数は切り捨てとする。(最大出力が10KW未満のものとする。)

▽申請手続き

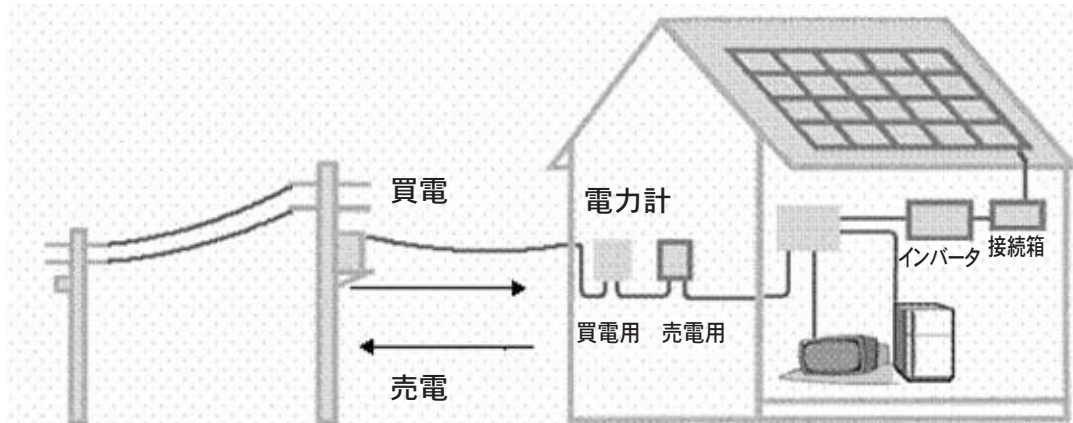
申請時には次の書類が必要です。

- ・補助金交付申請書
- ・設置概要書(見積書等で内容確認できること)
- ・設置に係る見積書(建売り住宅を購入する場合は、設備の金額および太陽電池の最大出力の分かる見積書)
- ・設置予定場所の案内図
- ・設置予定場所(建物の屋根等)の写真
- ・市税完納証明書

▽申請期間

申請受付中(平成26年3月31日までに工事を終え、実績報告書が提出されている必要があります。)

※今年は288件分補助金を用意していますが、残り件数については市ホームページでご確認ください。



▶ 問合せ 環境課 環境保全係 (☎95-0154)